

議案第 25 号

鯖江市介護保険条例の一部改正について

鯖江市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

介護保険事業の適正な運用を図るため、令和 6 年度から令和 8 年度までの介護保険料および基準所得金額の改定を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市介護保険条例の一部を改正する条例

第9条第1項各号列記以外の部分中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「2万7,120円」を「2万5,086円」に改め、同項第2号中「4万680円」を「3万7,290円」に改め、同号イ中「または第11号イ」を「、第11号イまたは第12号イ」に改め、同項第3号中「4万7,520円」を「4万4,409円」に改め、同号イ中「または第11号イ」を「、第11号イまたは第12号イ」に改め、同項第4号から第9号までの規定中「または第11号イ」を「、第11号イまたは第12号イ」に改め、同項第10号中「12万2,040円」を「12万8,880円」に改め、同号イ中「または次号イ」を「、次号イまたは第12号イ」に改め、同項第11号中「12万8,880円」を「14万2,440円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「または次号イ」を加え、同項第12号中「13万5,600円」を「15万6,000円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号の次に次の1号を加える。

(12) 次のいずれかに該当する者 14万9,160円

ア 合計所得金額が760万円以上870万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（施行令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第9条第3項から第5項までの規定中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

11条第3項中「もしくは第11号イ」を「、第11号イもしくは第12号イ」に、「第11号まで」を「第12号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の鯖江市介護保険条例第9条の規定は、令和6年度分の保険料率から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。